

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第2区分  
 【発行日】平成23年11月24日(2011.11.24)

【公開番号】特開2010-91877(P2010-91877A)  
 【公開日】平成22年4月22日(2010.4.22)  
 【年通号数】公開・登録公報2010-016  
 【出願番号】特願2008-263143(P2008-263143)  
 【国際特許分類】

G 0 9 F 9/00 (2006.01)

G 0 9 F 9/30 (2006.01)

G 0 3 B 21/14 (2006.01)

G 0 2 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

G 0 9 F 9/00 3 5 0 Z

G 0 9 F 9/30 3 4 9 C

G 0 3 B 21/14 Z

G 0 2 F 1/1333

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月5日(2011.10.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電気光学物質を挟持する一对の基板と、該一对の基板の少なくとも一方の基板の前記電気光学物質とは反対側に設けられた他の基板と、前記一对の基板の少なくとも一方の基板上に設けられ、複数の画素が配置された画素領域の周縁に額縁状に形成された第1の遮光膜と、前記他の基板上に前記第1の遮光膜に対応して額縁状に形成された第2の遮光膜とを有する電気光学パネルと、

前記画素領域に対応する窓部を有し、前記電気光学パネルを収容する実装ケースとを備え、

前記実装ケースの光入射側の面は、少なくとも部分的に、前記第1及び第2の遮光膜よりも光の反射率の低い材料により形成されることを特徴とする電気光学装置。

【請求項2】

前記第2の遮光膜は、前記他の基板上において前記第1の遮光膜よりも前記画素領域に対して少なくとも部分的に外周側に位置するように形成されることを特徴とする請求項1に記載の電気光学装置。

【請求項3】

前記実装ケースは、

前記電気光学パネルをその周縁部側から包囲する開口部を有するフレームと、

該開口部を覆うように前記フレームに対して前記光入射側に装着され、前記画素領域に対応する第1の窓部を有する第1のカバー部材と、

前記開口部を覆うように前記フレームに対して前記光入射側と反対側の光出射側に装着され、前記画素領域に対応する第2の窓部を有する第2のカバー部材とを備え、

前記第 1 のカバー部材及び前記フレームのうち少なくとも一方は、前記光入射側の面が少なくとも部分的に前記第 1 及び第 2 の遮光膜よりも光の反射率の低い材料により形成される

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の電気光学装置。

【請求項 4】

前記第 1 の窓部は、前記第 1 及び第 2 の遮光膜よりも前記画素領域に対して部分的に外周側に位置するように形成されることを特徴とする請求項 3 に記載の電気光学装置。

【請求項 5】

前記第 1 のカバー部材の前記光入射側の面は、少なくとも部分的に、前記フレームよりも光の反射率が高くなるような材料により形成されることを特徴とする請求項 3 又は 4 に記載の電気光学装置。

【請求項 6】

前記実装ケースは、前記窓部を有し、前記電気光学パネルをその周縁部側から包囲するフレームを備え、

前記フレームにおける前記光入射側の面が少なくとも部分的に前記第 1 及び第 2 の遮光膜よりも光の反射率の低い材料により形成される

ことを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の電気光学装置。

【請求項 7】

前記窓部は、前記第 1 及び第 2 の遮光膜よりも前記画素領域に対して部分的に外周側に位置するように形成されることを特徴とする請求項 6 に記載の電気光学装置。

【請求項 8】

前記他の基板は、当該電気光学装置による表示の際に粉塵が視認されるのを防止するための防塵用基板として設けられることを特徴とする請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載の電気光学装置。

【請求項 9】

請求項 1 から 8 のいずれか一項に記載の電気光学装置を具備することを特徴とする電子機器。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明の電気光学装置は上記課題を解決するために、電気光学物質を挟持する一对の基板と、該一对の基板の少なくとも一方の基板の前記電気光学物質とは反対側に設けられた他の基板と、前記一对の基板の少なくとも一方の基板上に設けられ、複数の画素が配置された画素領域の周縁に額縁状に形成された第 1 の遮光膜と、前記他の基板上に前記第 1 の遮光膜に対応して額縁状に形成された第 2 の遮光膜とを有する電気光学パネルと、前記画素領域に対応する窓部を有し、前記電気光学パネルを収容する実装ケースとを備え、前記実装ケースの光入射側の面は、少なくとも部分的に、前記第 1 及び第 2 の遮光膜よりも光の反射率の低い材料により形成される。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明の電気光学装置の他の態様では、前記実装ケースは、前記電気光学パネルをその周縁部側から包囲する開口部を有するフレームと、該開口部を覆うように前記フレームに対して前記光入射側に装着され、前記画素領域に対応する第 1 の窓部を有する第 1 のカバ

一部材と、前記開口部を覆うように前記フレームに対して前記光入射側と反対側の光出射側に装着され、前記画素領域に対応する第2の窓部を有する第2のカバー部材とを備え、前記第1のカバー部材及び前記フレームのうち少なくとも一方は、前記光入射側の面が少なくとも部分的に前記第1及び第2の遮光膜よりも光の反射率の低い材料により形成される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0025

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0025】

或いは実装ケースのフレームに対して第1及び第2のカバー部材が装着される態様では、前記第1のカバー部材の前記光入射側の面は、少なくとも部分的に、前記フレームよりも光の反射率が高くなるような材料により形成されるように構成してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

本発明の電気光学装置の他の態様では、前記実装ケースは、前記窓部を有し、前記電気光学パネルをその周縁部側から包囲するフレームを備え、前記フレームにおける前記光入射側の面が少なくとも部分的に前記第1及び第2の遮光膜よりも光の反射率の低い材料により形成される。